



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 2 5 号

平成30年(2018年)1月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要 届出区域の解除について ( " ) 5
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公 園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課) 5
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2	○平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の 規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定 めたことについて)の一部改正について (市営住宅課) 5
○地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民協働推進課)	3	○市道の区域の変更について (道路管理課) 6
○生活保護法等の規定に基づく介護機関の指定 について (生活支援課)	3	○道路の供用の開始について ( " ) 6
○生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の 所在地の変更について ( " )	3	● 農業委員会告示
○介護保険法の規定による事業者の指定につ いて (介護保険課)	4	○平成30年第1回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局) 7
○燃やすごみ等の収集等手数料の徴収事務の委 託について (リサイクル推進課)	4	● 公営企業告示
○土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の 解除について (環境指導課)	5	○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建設課) 7

## 告 示

### ●金沢市告示第14号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成30年1月22日

金沢市長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場  
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営森本駅西自転車駐車場  
 金沢市営野町駅前自転車駐車場  
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場

- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営光が丘2丁目自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営円光寺バス停前自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数  
自転車 139台
- 3 自転車等を移動し、保管した日  
平成29年12月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所  
金沢市此花町3番2号  
公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所  
日時 平成30年1月22日から同年4月21日まで  
午前10時から午後7時まで  
場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第15号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成30年1月22日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
広岡2丁目地内	自 転 車	1台
北安江2丁目地内	自 転 車	3台
涌波1丁目地内	自 転 車	1台
粟崎町2丁目地内	自 転 車	1台
白菊町地内	自 転 車	1台
畝田西3丁目地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	1台
十一屋町地内	自 転 車	3台
押野3丁目地内	自 転 車	1台
千日町地内	自 転 車	1台
無量寺4丁目地内	自 転 車	1台
長土塀2丁目地内	自 転 車	2台
東山1丁目地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

平成29年12月1日から同月31日まで

## 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

## (1) 期間

平成30年1月22日から同年7月21日まで

## (2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年1月22日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
海浜町会	代表者の氏名及び住所	中西 清 金沢市赤土町ワ46番地1	小山 幸司 金沢市赤土町カ1番地67	平成30年1月1日
二ツ寺町町会	代表者の氏名及び住所	角 昌憲 金沢市二ツ寺町イ39番地1	浅井 浩一 金沢市二ツ寺町イ42番地	平成30年1月1日
金沢市打木町会	代表者の氏名及び住所	舟木 祐治 金沢市打木町西71番地	村尾 義継 金沢市打木町西270番地2	平成30年1月1日
中屋町会	代表者の氏名及び住所	椿 紀明 金沢市中屋1丁目92番地	中森 靖史 金沢市中屋町東232番地	平成30年1月1日

## ●金沢市告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年1月22日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事 業 所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1710115922	はしもと医院	金沢市玉川町17番10号	はしもと医院	平成29年8月1日	訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導
1710116433	大野内科医院	金沢市中央通町11番5号	医療法人社団創生会	平成29年12月1日	居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション

## ●金沢市告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年1月22日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所名称	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
1770102190	公益社団法人金沢市シルバー人材センター訪問介護事業所	金沢市長町3丁目3番3号	金沢市二口町二24番地5	平成29年6月5日
	公益社団法人金沢市シルバー人材センター居宅介護支援事業所			

## ●金沢市告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成30年1月22日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770106076	金沢西彩庵デイサービス	金沢市金石東1丁目4番11号	株式会社メディアカワークス	平成29年12月1日	通所介護 介護予防通所介護

## ●金沢市告示第20号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により燃やすごみ等収集手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

金沢市長 山 野 之 義

## 1 委託した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（事務所の所在地）	委託した期間
社会福祉法人第四善隣館 理事長 上野 治夫	金沢市泉野町1丁目1番25号	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで
西川善株式会社 代表取締役 西川 寛	金沢市京町23番1号	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで
大野もろみ蔵協同組合 理事長 直江 茂行	金沢市大野町2丁目39番地	平成29年12月12日から 平成30年3月31日まで
株式会社若草ホーム産業 代表取締役 関 大輔	金沢市若草町16番1号	平成29年12月12日から 平成30年3月31日まで
有限会社越見青果物店 代表取締役 越見 一	金沢市平和町2丁目13番18号	平成29年12月26日から 平成30年3月31日まで
東野 輝雄	金沢市御所町1丁目341番地	平成29年12月26日から 平成30年3月31日まで
西野 政外	金沢市糸田新町18番5号	平成29年12月26日から 平成30年3月31日まで
アルプラフーズマーケット大河端 店長 北川 貴章	金沢市大河端西2丁目15番地	平成29年12月26日から 平成30年3月31日まで
アークランドサカモト株式会社 代表取締役社長 坂本 雅俊	新潟県三条市上須頃445番地	平成29年12月26日から 平成30年3月31日まで

## 2 委託した事務

燃やすごみ等収集手数料の徴収事務

●金沢市告示第21号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により同項に規定する要措置区域の全部について同条第1項の指定を次のとおり解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示します。

平成30年1月22日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定を解除する要措置区域  
金沢市広岡1丁目501番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
- 3 講じた措置  
土壤汚染の除去

●金沢市告示第22号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により同項に規定する形質変更時要届出区域の全部について同条第1項の指定を次のとおり解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。

平成30年1月22日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
金沢市広岡1丁目501番、502番1、510番、511番、512番
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 講じた措置  
土壤汚染の除去

●金沢市告示第23号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正します。

平成30年1月22日

金沢市長 山 野 之 義

第7項の表中

76	松村南緑地	金沢市松村第二土地区画整理事業地内	平成19年 8月1日			を  に
76	松村南緑地	金沢市松村7丁目242番	平成19年 8月1日	平成21年 1月31日		

改める。

●金沢市告示第24号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から適用します。

平成30年1月22日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表上荒屋住宅の項を次のように改める。

上荒屋住宅	253戸	0.87
	5戸	0.90

第1項の表額新町住宅の項中「54戸」を「49戸」に、「106戸」を「111戸」に改め、同表緑住宅の項中「850戸」を「840戸」に、「81戸」を「91戸」に改める。

●金沢市告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年1月22日から同年2月5日まで一般の縦覧に供します。

平成30年1月22日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	長土堀2丁目線 5号	長土堀2丁目 234番 2先から	旧	3.9	17.8
		長土堀2丁目 234番 1先まで	新	4.0	17.8
一般市道	長土堀2丁目線 6号	長土堀2丁目 267番 先から	旧	2.6~3.4	19.9
		長土堀2丁目 265番 先まで	新	3.3~3.6	19.9
一般市道	長土堀2丁目線 13号	長土堀2丁目 508番 1先から	旧	3.1	12.9
		長土堀2丁目 508番 2先まで	新	3.6	12.9
一般市道	額 3号	馬替2丁目 14番 1先から	旧	5.1	21.1
	馬替2丁目線 25号	馬替2丁目 15番 1先まで	新	5.7	21.1
一般市道	額 3号	馬替2丁目 15番 1先から	旧	4.2	20.1
	馬替2丁目線 28号	馬替2丁目 15番 1先まで	新	6.0	20.1

●金沢市告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年1月22日から同年2月5日まで一般の縦覧に供します。

平成30年1月22日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
長土堀2丁目線 5号	長土堀2丁目 234番 2先から	平成30年1月22日
	長土堀2丁目 234番 1先まで	
長土堀2丁目線 6号	長土堀2丁目 267番 先から	平成30年1月22日
	長土堀2丁目 265番 先まで	
長土堀2丁目線 13号	長土堀2丁目 508番 1先から	平成30年1月22日
	長土堀2丁目 508番 2先まで	
大徳15号 無量寺町線 54号	無量寺4丁目 2番 先から	平成30年1月22日
	無量寺4丁目 56番 先まで	
川北8号 東蚊爪線 31号	東蚊爪町 又 54番 1先から	平成30年1月22日
	東蚊爪町 又 53番 先まで	
額 3号 馬替2丁目線 25号	馬替2丁目 14番 1先から	平成30年1月22日
	馬替2丁目 15番 1先まで	
額 3号 馬替2丁目線 28号	馬替2丁目 15番 1先から 馬替2丁目 15番 1先まで	平成30年1月22日

## 農 業 委 員 会 告 示

### ●金沢市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、平成30年第1回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年1月22日

金沢市農業委員会  
会長 井 口 栄 市

- 1 日時  
平成30年1月29日午後3時
- 2 場所  
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案
  - (1) 平成30年事業計画（案）について
  - (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
  - (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
  - (6) 非農地証明願について
  - (7) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第3号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成30年1月22日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成30年2月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
未町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市東力町ハ272番地  
名称 西部水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

平成30年(2018年)1月22日	印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)1月22日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	